

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

会 員 各 位

全 国 海 運 組 合 連 合 会

## 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 対 策 に つ い て

標記につきまして、総連合会を通じ海事局総務課より別添の通り注意喚起、並びに周知方依頼が参りました。

つきましては、組合員各位に感染予防に努めるよう、ご周知ご指導方宜しくお願い致します。

以 上



事務連絡  
平成21年5月18日

内航大型船輸送海運組合  
全国海運組合連合会  
全国内航タンカー海運組合 事務局御中  
全国内航輸送海運組合  
全日本内航船主海運組合

日本内航海運組合総連合会  
調査企画部

#### 新型インフルエンザ対策について

平成21年4月30日付事務連絡「豚インフルエンザの海外における発生について」及び同5月8日付事務連絡「新型インフルエンザの海外における発生について」、同5月15日付事務連絡「新型インフルエンザの国内対策の準備及び検討要請について」にてご連絡致してきたところですが、国土交通省海事局より、新型インフルエンザ対策に関する通達を送付されて参りました。

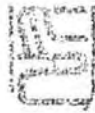
つきましては、本通達に則り、貴組合傘下事業者の中で下記対象地域の事業者には早急に感染予防に努めるよう周知方宜しくお願い致します。

#### 記

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲（5月18日2時現在）  
兵庫県神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、北区の区域に限る）  
兵庫県芦屋市の全域、大阪府（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茂木市、八尾市、箕面市の全域）、大阪府三島郡島本町の全域

添付・「新型インフルエンザ対策について」

（国海総第73号、国海外第64号、国海運第31号、国海技第32号  
平成21年5月16日）



国海総第73号  
国海外第64号  
国海運第31号  
国海技第32号  
平成21年 5月16日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局総務課長



### 新型インフルエンザ対策について

メキシコ等において発生している新型インフルエンザについては、本日、国内での発生が確認されました。

このことを受け、本日、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、政府新型インフルエンザ対策本部での「基本的対処方針」（別添1）を踏まえた「確認事項」（別添2）が決定されました。今回の新型インフルエンザは、現時点においては、メキシコ以外での患者の死亡例は限定されておりますが、国内での感染拡大防止には万全を期す必要があります。

国土交通省としましては、同方針及び同確認事項に基づき、事業者及び事業者団体に対し、下記のとおり、必要な措置を要請しますので、該当する事業者及び事業者団体におかれましては、警戒を行いつつ、迅速かつ冷静な対応の実施に努めるようお願いいたします。また、今後、感染の拡大により該当することとなった事業者及び事業者団体におかれましては、該当することとなり次第、同様をお願いいたします。

また、船員法及び関係法令の規定（船員法施行規則第55条及び第2号表並びに船員労働安全衛生規則第41条、第42条及び別表第1）に基づき講ずべき措置を徹底するとともに、船内においても、これらの措置の徹底が適確に図られるよう、船員に対して指導願います。

なお、各事業者の御判断により、更なる対応をとっていただくことも結構です。また、事業者団体におかれましては、傘下の事業者に対して周知を行うようお願いいたします。

## 記

1. 旅客等に対し、船内・構内等において、ポスター類の掲示、放送などにより、手洗い、マスク着用、咳エチケット、うがい等呼びかける。
2. 輸送力の確保等の、事業継続に向けた取組みを行う。
3. 事業者の事務所・職場等について、上記確認事項の三. (二)、(三)、(四)、(五)及び(六)の措置を行うこと。

なお、1. については、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会確認事項三. の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」※に含まれる港を出入りする旅客船の運航を行う事業者等に対し、当該旅客船の船内及び寄港地にあるターミナルについて、要請を行う。

2. については、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会確認事項三. の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」※に含まれる港を出入りする旅客船の運航を行う海運事業者等に対し、要請を行う。

3. については、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会確認事項三. の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」※に事業所・職場を有する事業者及び事業者団体に対し、要請を行う。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は、今後、厚生労働省又は地方自治体から公表されるので、必要な準備を行っておくとともに、この公表があり次第、直ちに上記の措置をとるものとする。

事 務 連 絡

平成 21 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における  
感染拡大防止措置を図るための地域について

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

国の新型インフルエンザ対策本部が平成 21 年 5 月 1 日に決定した「基本的対処方針」について、5 月 16 日、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、国の関係省庁間の「確認事項」として、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置について確認いたしました。

その「確認事項」の「三」においては、「地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において次の措置を講ずる」としております。ここでの「地域等」とは、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当面、次の通りといたしますのでご了知ください。なお、今後の状況に応じて、この「地域等」の範囲は随時変更することも考えられますので、併せてご了知ください。

なお、三の（一）（積極的疫学調査）については、この区域に限られることなく患者及びその接触者の行動等を踏まえて必要に応じて拡大して調査を実施する場合がありますことに留意してください。

（「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲）

兵庫県 神戸市（東灘区、灘区、中央区の区域に限る）及び

兵庫県 芦屋市の全域

## 基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。
  - (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
  - (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化
  - (三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するた

## めの諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対処要員等の保護



## 確認事項

別添2

平成21年5月16日  
新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針（平成21年5月1日新型インフルエンザ対策本部決定）を踏まえ、自治体、医療機関、事業

者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

一、広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。

(一) ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。

(二) 国内サーベイランスを強化する。

(三) 問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。

二、国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。

(一) 発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。

(二) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通を確保する。

(三) 患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対処要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウイルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

三. 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査を徹底する。

(二) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。

(三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(四) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(五) 学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の

一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

(六) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。

五. ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。

六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者

に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

七. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- (二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

## 「確認事項」 Q & A

(問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今般の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会によれば、通常の季節性インフルエンザの症状に類似しており、これまで、メキシコ以外では数名の死亡が確認されるにとどまっている。
2. したがって、概して病原性は低く、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等ノイラミニダーゼ阻害剤）が効くため、早期に発見し、治療を受けることが重要である。
3. なお、現時点の国際的な知見によれば、通常の季節性インフルエンザと同様に感染力は高く、基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化した例が報告されていることから、注意を要する。

(問2) 「基本的対処方針」と「確認事項」とは、どのような関係にあるのか。

(答)

本日公表した「確認事項」は、国内での患者発生が確認されたことから、5月1日に新型インフルエンザ対策本部で決定した基本的対処方針を踏まえ、対策本部幹事会で、当面講ずべき措置の具体的内容を決めたもの。

(問3) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と、現在、政府が公表している「基本的対処方針」や「確認事項」とは、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 今般の新型インフルエンザについては、概して病原性は低く、現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」は幅を持たせた被害想定を行っているが、その中でも被害想定が高く設定されている強毒性となるであろう鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザとは、健康被害の状況がかなり異なっていると認識している。
2. このため、行動計画及びガイドラインに示されたもののうち、今般の新型インフルエンザの特徴に応じて、必要と考えられる事項について、機動的かつ弾力的に実施していくこととしており、今回の事態に際し、政府対策本部で決定した「基本的対処方針」及び「確認事項」も、こうした認識を前提として策定したものである。

(問4) 「確認事項」では当面の措置とされているが、当面とは、いつまでか。

(答)

1. 「確認事項」は、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、感染拡大のおそれが生じている時点において講ずべき措置をまとめたものであり、「新型インフル

エンザ対策行動計画」で示した段階に当てはめれば、

「第2段階：国内発生早期」のこととなる。

2. 国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

(問5) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもあるが、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

- ① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと
- ② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する例が報告されていること
- ③ ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること
- ④ 感染を繰り返すことにより、ウイルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内



での感染防止策として、

- ① 積極的疫学調査の徹底
- ② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. 事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問6)「確認事項」の「三.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

(答)

1. 積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域(市区町村等)である。しかしながら、それらの者の行動や2次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域(都道府県、関東全域等)で行うことも考えられる。
2. この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、都道府県又は厚生労働省から、発表する予定である。

(問7) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。
2. 屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。
3. ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるように、準備しておくことが望ましい。

(問8) 公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

(答)

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである

(問9) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
  - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行う。
  - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請する。
  - ③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請する。
  - ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請する。
  - ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請する。
  - ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請する。

(問10) 患者の第1例目が出た場合、この確認事項については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

(答)

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

(問11) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

(答)

集会やスポーツ大会については、一律の自粛要請は行わないが、感染の広がりを考慮して開催を決定するとともに、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方には参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける。屋外においては、人と人が近い距離で接触しないようにするなど、運営方法を検討していただきたい。

(問12) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか

(答)

季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区もある。我が国では、従来から、季節性インフルエンザで

も日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

（問13）学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

（答）

大学については、多数の児童・生徒が長時間1つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

（問14）学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

（答）

1. 学校・保育施設については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圈域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。
2. 学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点があるため慎重に対応する必要があることから、特定の学校

等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。

3. しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみでの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。

(問15) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

(答)

感染が確認された場所の最寄りの保健所を管轄する都道府県、市又は特別区が公表するとともに、厚生労働省から全国の都道府県に対して情報提供を行うこととしている。

(問16) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(答)

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

(問17) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

(答)

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行う。
2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

(問18) 保育施設が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

(答)

事業主には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や自治体から事業者団体に対し、その旨を要請することとしている。

(問19) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、保育サービス提供主体の中から分散して小規模で実施したり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行うこととしている。
2. 高齢者の短期入所生活介護、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者等と連携の上、利用者の必要に応じ、可能な限り、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や自治体から事業者に対し、要請を行うこととしている。
3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防



止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問20) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業主に要請を行うことはしていない。
2. しかし、保育施設については、
  - ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
  - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないことなどから、改めて事業主に要請することが必要と考えられる。

(問21) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。

2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注)「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114

に記載する感染防止策の例において、

- ・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）
- ・患者の入場防止のための検温
- ・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

(問22) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
  - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと

- ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
  - ③ 利用客が施設内で発症した場合に備えること
- などが考えられる。
2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

(問23) 水際対策は、いつまで続けるのか。

(答)

1. 水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。
2. 国内で患者が発生した時点で、直ちに水際対策を止めるわけではないが、国内での感染拡大に応じて順次縮小し、国内対策に重点を移していくことになる。

(問24) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

(答)

国においては、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等と呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。

- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する
- 職員の健康管理を徹底する
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける
- 職員に対し、発熱症状のある場合には発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、自宅待機等を命ずることを検討する
- 職場における咳エチケットを徹底する
- 職場の清掃・消毒を徹底する
- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合の、当該職員の勤務のあり方に配慮する

<参照条文>

○船員労働安全衛生規則

(昭和三十九年法律第運輸省令第五十三号) (抄)

(伝染病の予防)

第四十一条 船舶所有者は、船舶が別表第一に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

(伝染防止)

第四十二条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

別表第一 (第四十一条関係)

第41条の伝染病

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。) コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 黄熱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

<参照条文>

○船員法施行規則

(昭和二十二年運輸省令第二十三号) (抄)

(健康証明書)

第五十五条 法第八十三条 の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。

一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

二 運動機能、視力、色神（船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査

三 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査

四 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前六月以内に船員労働安全衛生規則第三十二条第二項 による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査

五 検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿

六 年齢三十五年以上の船員にあつては、次に掲げる検査

イ 検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）

ロ 血糖検査

ハ 心電図検査

ニ 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）

ホ 肝機能検査（血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査）

② 前項の検査のうち、身長の検査（年齢二十五年未満の者に係るものを除く。）、かくたん検査及び同項第五号の検便（調理作業に従事する者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

## 第二号表 (第五十五条関係)

### 健康検査合格標準表

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

- 1 法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

- 2 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

- 3 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患

- 4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

- (1) 視力（万国視力表により検査した視力できよう正視力を含む。）

両眼又は単眼で0.4号を明視しうる。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

- (2) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

(3) 握力

男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

- 5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手
- 6 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者
- 7 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者



# 新型インフルエンザとは？

毎年、冬には季節性インフルエンザがはやりますが、これは新型インフルエンザとどのような関係にあるのでしょうか。また、鳥インフルエンザというものもありますが、こちらと新型インフルエンザとの関係はどうなっているのでしょうか？

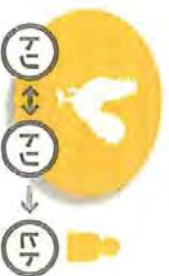
## 【季節性インフルエンザ】

◎日本では毎年冬に流行するインフルエンザ  
通常の季節性インフルエンザは、北半球では毎年冬季に流行しますが、新型インフルエンザは10年から40年に一度くらい（20世紀には3回）起こり、季節も冬とは限りません。



## 【高病原性鳥インフルエンザ】

◎鳥のあいだで流行しているインフルエンザ  
鳥インフルエンザの中には、アヒルやカモなど多くの水鳥では感染しても症状が出ず、ニトリや七面鳥などに感染すると、強い毒性を示し、死を招くものがあります。これが高病原性鳥インフルエンザとよばれ、まれに人へも感染します。



## 【新型インフルエンザ】

◎まだ発生していない未知のウイルスによるインフルエンザ  
鳥インフルエンザウイルスは他の動物にも感染することがあり、その動物の間で感染が簡単に起こりやすくなるように性質を変えることがあります。鳥から人への感染などの過程でこのような変化が起こると、人から人へと次々に感染する新しいインフルエンザウイルスが登場します。



# 新型インフルエンザの大流行とは？

ほとんどの人が抵抗力（免疫）をもたず、感染する力の強い新型ウイルスの出現が心配されています。実際に出現すると、世界中で爆発的な感染（パンデミック）を引き起こし、わたしたちの健康だけでなく、経済的な活動をはじめとする社会の機能にも大きな被害を与えるかもしれません。

## 【被害想定はむずかしい】

新型インフルエンザウイルスはまだ発生していません。そのため、感染しやすさや症状の程度はまだまだわかりません。ただし、過去の例を参考にして想定をすることはできます。

※過去の流行（スペインインフルエンザ等）を参考にした想定



## 【社会への影響は？】

バスや電車を動かす人、電気や水道、ガスなどを供給してくれる人、商店の店員やさまざまな会社で働く人などが、新型インフルエンザにかかって仕事ができなくなると、わたしたちの日常生活はまひするおそれがあります。そのため、国、自治体、事業者、家庭や個人などが、それぞれの立場で準備しておくことが大切です。



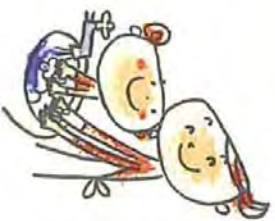
Pandemic Influenza



## 行政が準備している対策

被害を減らすにはパランスのよい対策実行が必要

新型インフルエンザの被害をおさえるために、これひとつだけで大丈夫という解決策は残念ながら、ありません。いくつかの対策を組み合わせる必要があります。



## 一人ひとりにしてほしいこと

自分の健康も家族の健康もひとりだけでは守れない

新型インフルエンザは人から人へうつっていきます。ですから、自分ひとりで健康を守るのは難しく、家族や友人、職場の仲間たちといっしょに、協力して守る必要があります。

### 【医療の充実】

**薬** 効果は発症をおさえたり 症状悪化をおさえること

からだの中でウイルスが増え、症状が出たの悪化したりの差をおさえる薬があります。これを抗インフルエンザウイルス薬といいますが、ミドリとリンゴの2種類を準備しています。

**パンデミック ワクチン** 効果は期待できるけれど いまは製造できないワクチン

新型インフルエンザウイルスをもとにつくったワクチンをパンデミックワクチンといい、高い効果が期待されています。ただし、このワクチンは新型インフルエンザが発生してからではおくれ、ウイルスが手に入らないと、ワクチンをつくらぬために一定の期間がかかることなどから、すぐ使えるとはできません。

**パンデミック ワクチンと比べて** 効果が確実とはいえないワクチン

パンデミックワクチンが間に合わない期間、鳥インフルエンザウイルスをもとにつくられるものがパンデミックワクチンです。このワクチンは新型インフルエンザに対してある程度までは効果と期待されています。国はこのワクチンを現在、製造・備蓄しています。

**病除と診療所** 安心して治療できる 環境づくりを

新型インフルエンザの発生時は、病室で治療が広まることを避けるため、鳥の出た患者さん専用の外来をつくるなど、特別な体制をとることにあります。

### 【社会全体での取り組み】

**空港・港で** 感染している人の入国を できるだけ見逃さない

海外で新型インフルエンザが発生した場合、感染した人やその可能性のある人が国内へ簡単に入らないよう、国は検疫というチェックを強化します。

**学校で** 学校は 感染が広まる場所

学校はウイルスが人から人へ感染しやすい場所です。休校することで感染が広がる速度が落ちたり、感染する人の数が減ったりするといわれます。

**職場で** 感染をひろげない 仕事のやり方を検討

仕事全体の量を減らし、在宅勤務や交代勤務、あるいは時差出勤や出張・会議の中止などによって感染が広まらないよう工夫をできるだけ行うことにあります。

**集会の延期や 中止の呼びかけ** 感染の拡大は人と人が 近づくことから

多くの人が集まれば集まるほど、人から人への感染はますます広まっていけます。ですから、人の集まる機会をできるだけ減らすことが重要になります。

**外出を減らすこと の呼びかけ** かからないためにも うつさないためにも

外出は人と近づく機会を増やします。どうしても必要なとき以外、できるだけ避けられることがおすすめです。

### 【今からできる準備】

◎食料・日用品を蓄える

最低2週間は買い物ができず生活できるように 新型インフルエンザが流行している時期は、できるだけ自宅にとどまることをすすめられますが、そのためには保存できる食べ物や毎日使うものの備蓄をしておきましょう。

◎正しい衛生習慣を身につける

習慣にすれば簡単にできること 毎冬にはやるインフルエンザには、かからないための予防法があります。これが新型インフルエンザの予防にも、それなりに役立つと考えられます。具体的には、体の調子を整えておくこと、外出から帰ったらうがいと手洗いをすることです。



◎マスクの着用

人につままないためにマスクの着用を マスクはウイルスが体の外から入ってくるのを、ある程度は防ぎますが、そのいちばんの敵は、感染してしまっている人が着用すること、ほかの人への感染を防ぐことです。鼻やせき、くしゃみといった症状があるときは、マスクをしてください。



◎せきエチケット

せきやくしゃみは見えない唾液を飛ばしている！ マスクをしていないときに、咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、顔を他の人には向けずに、できれば1メートル以上離れましょう。鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。



◎助け合いの輪をつくらせておく

流行期に一人きりで困る人を助けられる ように考えておきたい 新型インフルエンザが流行すると、一人暮らしのお年寄りのなどは、まわりの人が助けを必要とすることがあります。そのため、連絡先などは、今から確認しておきましょう。

◎鳥インフルエンザへの注意

弱って死んでいる野鳥には絶対にさわらない！ 鳥インフルエンザの人への感染は、まれに起きます。これは、鳥インフルエンザで死んだ鳥や鳥インフルエンザにかかっている鳥に直接触れたか、あるいは毛をむしる、調理をするといった接触のあった場合に感染しています。死んだ鳥弱ったりしている野鳥や鳥には、直接触れることのないようしてください。

のぞく！ 情報誌「下町」ホームページをご覧ください。  
<http://www.nhk.or.jp/shinjuku/kankou/kenkou-henrei/04/index.html>  
 厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進室